

要改善事項及び是正処置の状況の原子力規制委員会への報告

令和 3 年 9 月 2 2 日
原 子 力 規 制 庁

第 26 回原子力規制委員会（令和 3 年 8 月 25 日）における議論を踏まえ、要改善事項及び是正処置（以下「要改善事項等」という。）の状況について、今後以下の方針により原子力規制委員会に報告する。

- （１）要改善事項のうち、規制上の処分に関するもの（一部要件の未審査、手続の瑕疵等）や原子力規制委員会の業務遂行に大きな影響を与えるおそれがあるもの、その他特筆すべきものは、速やかに原子力規制委員会に報告する。
- （２）年度を通じた要改善事項等の状況は、個別事案の内容も含め、原子力規制委員会が毎年度末に実施するマネジメントレビューの際に、原子力規制庁から報告する。

なお、要改善事項等に関する活動から組織横断的に教訓を汲み取り、更なる業務改善に活かすため、要改善事項に関する横断的課題の抽出・分析や具体的事例の研修教材への活用などの取組を行うこととする。